

四 国 吹 奏 楽 連 盟 規 約

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、四国吹奏楽連盟(以下、この規約では連盟と称する)という。また略称を「四国吹連」という。

第2条 (事務局)

この連盟は事務局を事務局長の所在地におく。

第3条 (組織)

この連盟は愛媛、香川、高知、徳島の各県吹奏楽連盟をもって組織する。

第2章 目的および事業

第4条 (目的)

この連盟は全日本吹奏楽連盟の目的に基づき、四国における吹奏楽および管・打楽器による音楽の普及向上を図り、もって四国の芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

第5条 (事業)

この連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) コンクール等の開催
- (2) 吹奏楽祭、講習会、研究会などの開催
- (3) 指導者の育成
- (4) 吹奏楽などの普及事業への助成
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第6条 (会員の種別)

この連盟の会員は次のとおりとする。

- (1) 会員 四国各県吹奏楽連盟に加盟している団体の代表者
- (2) 維持会員 この連盟の目的および事業に賛同する個人または団体
- (3) 名誉会員 この連盟に特に功労のあった者で、総会の議決をもって推薦された者

第7条 (入会)

会員になろうとする者は四国各県吹奏楽連盟への加盟をもって成立する。ただし、名誉会員に推薦された者は入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員とする。

第8条 (会費)

この連盟の会費は次のとおりとする。

- (1) 会員 1団体につき(年額)600円(うち、500円を全日本吹奏楽連盟へ納入す

る。)

- (2) 維持会員 (年額) 50,000円以上
- 2 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

第9条 (資格の喪失)

会員は次の理由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員の属する吹奏楽団が解散したとき、または維持会員である団体が解散したとき
- (3) 除名されたとき

第10条 (退会)

会員が退会しようとするときは、四国各県吹奏楽連盟への届出により認められる。

第11条 (除名)

会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。

- (1) この連盟の名誉を傷つけ、またはこの連盟の目的に違反する行為のあったとき
- (2) この連盟の会員としての義務に違反したとき

第4章 役員および事務局

第12条 (役員)

この連盟の理事には、四国各県吹奏楽連盟から選出された者があたり、理事会を組織する。

- 2 四国各県吹奏楽連盟の理事長を、この連盟の理事として選任する。
- 3 四国各県吹奏楽連盟は、各県理事長以外に若干名の者をこの連盟の理事として推薦することができ、総会の承認を経て選任する。
- 4 この連盟の目的および事業を遂行するために次の役員をおく。
理事長 1名
副理事長 4名 (各県理事長)
監事 若干名
事務局長 1名
- 5 全日本吹奏楽連盟の理事候補者は、この連盟の理事の中から理事会において互選により決定し、総会の承認を経て、全日本吹奏楽連盟に対し推薦する。

第13条 (役員を選任)

役員を選任については次のとおりとする。

- (1) 理事長は理事の中から理事会において互選により選任する。ただし、四国各県吹奏楽連盟の理事長を兼任できない。
- (2) 副理事長は各県理事長があたる。
- (3) 監事は理事会において推薦し、総会の承認を経て理事長が委嘱する。ただし、1名は会計の専門家とする。
- (4) 事務局長は理事の中から理事会の議決を経て理事長が選任する。

第14条 (役員職務)

役員職務については次のとおりとする。

- (1) 理事長はこの連盟の業務を総理し、この連盟を代表する。
- (2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは欠けたとき、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代理し、またはその職務を行う。
- (3) 理事は理事会を組織して、この規約に定めるもののほか、この連盟の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し執行する。
- (4) 事務局長は事務局を主管する。

第15条 (監事の職務)

監事はこの連盟の業務および財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) この連盟の財産の状況を監査すること
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会または総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること
- 2 理事長は、監事に理事会への出席を求め、発言を求めることができる。

第16条 (役員任期)

この連盟の役員任期は2年として、再任を妨げない。ただし、組織分担については途中で交替することもあり得る。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期満了後も、後任者が就任するまではなおその職務を行う。

第17条 (役員解任)

役員が次の各号の一に該当するときは、総会および理事会においておのおのの4分の3以上の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第18条 (役員報酬)

役員報酬は総会の議決を経て理事長が定める。

第19条 (事務局)

この連盟の事務を処理するため事務局をおく。

- 2 事務局には事務局次長1名、事務局員をおくことができる。
- 3 事務局次長は理事長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 事務局長、事務局次長および事務局員は有給とすることができる。
- 5 理事長は、事務局の事務局次長および事務局員を、理事会または総会への出席を求め、発言を求めることができる。

第5章 名誉会長、顧問および相談役

第20条 (名誉会長)

この連盟に名誉会長をおくことができる。

- 2 名誉会長は総会の議決により推薦する。

第21条 (顧問および相談役)

この連盟に顧問および相談役をおくことができる。

- 2 顧問および相談役は理事会においてこれを推薦し、理事長が委嘱する。
- 3 顧問および相談役は、理事会または理事長の諮問に応じる。

第6章 会議

第22条 (総会の招集)

通常総会は、毎年1回会計年度終了後2ヵ月以内に理事長が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会または監事が必要と認めたとき、理事長が招集する。
- 3 前項のほか、2以上の県吹連から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、理事長は、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくとも7日以前に、その会議に付議すべき事項・日時および場所を記載した書面をもって通知する。

第23条 (総会の出席者)

総会はこの連盟の理事、監事、四国各県吹奏楽連盟より選出された代議員、および四国各県吹奏楽連盟の事務局長をもって組織する。

- 2 代議員は会員に関する細則第2条第2項により選出された者とする。
- 3 総会の議決事項は、代議員により議決する。
- 4 総会の議長は会議のつど代議員と四国各県吹奏楽連盟の事務局長の互選で定める。

第24条 (総会の議決事項)

総会はこの規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) 財産目録についての事項
- (4) その他、この連盟の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

第25条 (総会の定足数など)

総会は、代議員現在数の2分の1以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者、および他の代議員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

- 2 総会の議決は、この規約で別に定めがある場合を除くほか、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第26条 (会員への通知)

総会の議事の要領および議決した事項は会員に通知する。

第27条 (理事会の招集など)

理事会は、毎年1回以上理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、または理

事現在数の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は理事長とする。

3 理事長は、緊急を要する事項については、理事長、副理事長の承認をもって代えることができる。ただし、事後において理事会の承認を必要とする。

第28条 (理事会の定足数など)

理事会は理事現在数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議決はこの規約で別に定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第29条 (総会および理事会の議事録)

総会および理事会では議事録を作成し、これを保存する。

第7章 資産および会計

第30条 (資産の構成)

この連盟の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当初より継承した財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 全日本吹奏楽連盟よりの助成金
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

第31条 (資産の種別)

この連盟の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は基本財産以外の財産とする。

第32条 (資産の管理)

この連盟の資産は理事長が管理し、基本財産のうち現金は理事会の議決を経て、定期預金とするなど確実な方法により理事長が保管する。

第33条 (基本財産の処分の制限)

この連盟の基本財産は譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この連盟の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および総会の議決を経て一部に限りこれらの処分をすることができる。

第34条 (経費の支弁)

この連盟の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

第35条 (事業計画および収支予算)

この連盟の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事会および総会の議決を経なければならない。

第36条 (収支決算)

この連盟の収支決算は理事長が作成し、財産目録・事業報告および財産増減事由書ならびに会員の異動状況書とともに監事の意見をつけ、理事会および総会の承認を受けなければならない。

2 この連盟の収支決算に余剰金があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部あるいは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

第37条 (長期借入金)

この連盟が借入をしようとするときは、その会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

第38条 (会計年度)

この連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更および解散に伴う残余財産の処分

第39条 (規約の変更)

この規約は理事会および総会において、理事および代議員現在数の4分の3以上の議決を経なければ変更できない。ただし、総会において議決し、理事会に規約変更を委任することができる。

第40条 (残余財産の処分)

この連盟の解散に伴う残余財産は、理事会および総会において理事および代議員現在数の4分の3以上の議決を経て、この連盟の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第9章 補 則

第41条 (書類および帳簿の備付など)

この連盟の事務局に次の書類および帳簿を備えなければならない。

- (1) 連盟規約(全日本吹奏楽連盟定款・四国吹連規約・四国各県吹奏楽連盟規約)
- (2) 役員および事務局員の名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳および負債台帳
- (6) 収入・支出に関する帳簿および証拠書類
- (7) 総会の議事に関する書類

(8) 公文書書類

(9) その他の必要な書類および帳簿

- 2 前項第1号から第5号の書類および帳簿は永久保存しなければならない。また、前項第6号と第7号の帳簿および書類は10年、第8号と第9号の書類および帳簿は1年保存しなければならない。

第42条 (施行細則)

この規約施行についての細則は総会の議決を経て別に定める。

第43条 (付則)

この規約は平成30年4月29日より施行する。